

様式第4号（第11条関係）

基総第2199号  
平成28年2月12日

第9区長 内山 正光 様

基山町長 小 森 純 一

### 基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

#### 記

##### 1. 提案の取扱い

1月22日に提案を受けた老人憩の家前への防犯灯設置につきましては、現地調査を行ない、夜間は防犯上危険であることを確認しましたので、荒穂神社境内北側道路地点については、来年度中に付近の町道沿いに防犯灯を新設いたします。

また、老人憩の家東側道路地点については、来年度当初に付近の電柱へ防犯灯の設置を行ないません。

##### 2. 取扱いの理由

今回の提案箇所の老人憩の家周辺は、学生や散歩をされる方の往来が見られますが、夜間は周辺の照明が届かず、真っ暗で防犯上危険な場所であることを確認しました。

そこで、荒穂神社境内北側道路地点については、来年度中に要望された地点付近の町道沿いに新しく防犯灯の設置を行ないません。

また、老人憩の家東側道路地点については、来年度当初に付近の電柱へ共架する形で防犯灯の設置を行ないません。